

# FPが押さえておきたい 平成26年度税制改正大綱 のポイント

Chapter1 平成26年度税制改正大綱の主な項目一覧表

Chapter2 平成26年度税制改正大綱主要項目の解説

Appendix 平成25年までに改正された税制改正項目一覧表

執筆・監修 柴原一税理士事務所

平成25年12月12日、与党自民党・公明党により「平成26年度税制改正大綱」が決定された。今回の大綱は、本大綱に先立つ10月1日に発表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（秋の大綱）との2本建てであり、アベノミクスを後押しする企業優遇税制を中心に構成されている点が大きな特徴だ。本ワイド特集では、改正項目について「個人所得課税」「金融証券税制」「土地・住宅税制」「相続税・贈与税」「法人税制」「その他税制」に分け解説する。

## 【序論】 読む！ 平成26年度税制改正大綱を

FPに朗報、NISA・確定拠出年金の制度拡充

「平成26年度税制改正大綱」は去る12月12日、与党である自民・公明両党により決定、公表された。東日本大震災の影響を受け復興財源確保法などに分断された一昨年の税制改正、年末総選挙と政権交代をうけて大綱発表が1月24日にずれ込んだ昨年のことを思えば、平時に戻った印象である。

### 銀行に朗報！ NISAの金融機関変更

NISA（少額投資非課税制度）は平成25年度の税制改正で創設が決まり、昨年の10月から口座の申込受付が始まった。銀行・証券各社が、口座獲得競争を展開した結果、昨年末時点での口座開設数は約475万件にのぼった（1月23日・国税庁発表）。報道を見る限り、この約475万件のうち、証券会社全体で約320万口座を獲得している。メガ

バンクの獲得口座数も大きいと見られ、系列証券会社と協調路線をとったところもあるところから、証券会社、メガバンクの1人勝ちならぬ2人勝ちの様相を呈しているものとみられる。

改正前の制度では、制度が始まる平成26年から4年間は口座開設金融機関の変更がでないことになっていたので、

口座獲得競争に出遅れた銀行、二の足を踏んだ信用金庫は言うに及ばず、目標に届かなかった証券会社などに挽回の道は残されていない。毎年の預金や預かり資産の流失を、なす術もなく見守るしかなかったのだ。

### たかが4000円ではない！ 確定拠出年金拠出額の引上げ

企業型確定拠出年金の拠出限度額が、他の企業年金がない場合で5万1000円から5万5000円に、他の企業年金がある場合が2万5500円から2万7500円に引き上げられる。

企業型確定拠出年金では、平成24年1月から加入者のマッチング拠出が事業主掛金額を上回らない範囲内で認められており、今回の改正は企業側、加入者どちらにも適用できる。

ここでは、拠出額のアップ分を「たかが4000円（2000円）」と思わないことである。企業型確定拠出年金は、60歳〜65歳（本年1月1日以降、加入者資格喪失年

齢を60歳から65歳の間で各企業が規約で定めることが可能になっていく。まで数十年間にわたって運用するものである。4000円は年間4万8000円、30年間では144万円にもなる。運用次第では、大きな成果を發揮できるし、今後も拠出限度額は拡大される可能性が高い。その都度、拠出額を増やしていけば、さらに大きな成果が期待できる。

\*

そのほかの改正内容の重要事項は、本特集で確認してほしいが、今年4月から消費税がアップする。それに合わせて住宅ローン控除が拡大される。「すまい給付金」も始まる。来年からは相続税も大きく変わる。今年、さまざまなテーマでFPの真価が問われる年である。（岡本英夫）

図表 企業型確定拠出年金の拠出限度額の変遷

経過	他の企業年金なし	他の企業年金あり
2001年10月（スタート時）	月額 36,000円	月額 18,000円
2004年10月	月額 46,000円	月額 23,000円
2010年1月	月額 51,000円	月額 25,500円
2012年	マッチング拠出・資格喪失年齢の引上げ（60→65歳）	
2014年改正	月額 55,000円	月額 27,500円

この場合、

口座を開設する金融機関を変更できるとなれば状況は一変する。戦略を再構築し、魅力ある投資信託や諸サービスメニューに加えて来年以降の口座獲得を目指すことができるからである。

さらに言えば、現在はNISA口座に入れられない公社債投信や国債等の債券を組入れ対象に加えることも検討されている。これが実現すれば、NISAの利便性は飛躍的に向上する。現在の相場株式・公募株式投信と別枠となればなおさらである。

いずれにせよ、金融機関の変更が可能になったことで、投資家は毎年、どの金融機関にNISA口